

第6期矢掛町障害福祉計画 第2期矢掛町障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

矢 掛 町

はじめに

本町では、第6次矢掛町振興計画「輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン」における基本目標の一つに「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」を掲げています。

この目標の実現に向け、本町では障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が、自然なことであるとする「ノーマライゼーション」の理念のもと、『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』を基本理念とした「矢掛町障害者計画」に基づき、本町の障害福祉施策を進めています。

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法により、地域生活を望む障害のある人への支援、また障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応できるよう施策を展開しています。

本町においては、平成18年より井笠圏域3市2町で設置していた「井笠地域障害者自立支援協議会」が令和元年度末をもって体制を見直したことを受け、令和2年4月より「矢掛町障害者自立支援協議会」を設置し、障害のある人、関係団体及び障害福祉サービス事業所等で障害に関する地域の課題解決に向けて話し合いを重ねています。あわせて「矢掛町障害者相談支援センター」を設置し、町民の身近な相談場所として、障害のある人やその家族からの相談に応じています。

こうした中、矢掛町障害者計画の基本理念である共生社会の実現に向け、今後3年間の実施計画である「第6期矢掛町障害福祉計画」及び「第2期矢掛町障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、前期計画の考え方を継承しながら、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等のサービス提供体制等の整備を推進していきます。

本計画の策定時には、新型コロナウイルス感染症が世界中にまん延・拡大しており、自治体運営や、町民の皆様の日常生活にも大きな影響を受けております。本計画の推進にあたっては、このような感染症の影響も踏まえつつ、障害のある方々の支援に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、関係者の皆様の尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心にご審議いただいた、矢掛町介護保険事業計画等策定委員会の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた皆様、多数の貴重な意見を寄せていただきました町民、関係機関・団体の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和3年3月

矢掛町長 山野 通彦

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 障害者の現状	5
第2章 計画の基本方向.....	15
第1節 基本的考え方	15
第2節 基本目標と見込の設定	17
第3節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績の状況	23
第4節 障害福祉サービス見込み量.....	31
第5節 地域生活支援事業見込み量	37
第6節 障害児通所支援等見込み量	43
第3章 計画の推進体制.....	47
第1節 計画の推進体制	47
第2節 自立支援協議会のネットワーク強化	47
第3節 計画の見直し	47
第4章 資料編	48
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会諮問	48
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会答申	49
計画の策定経過	51
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	53
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿	56
基礎用語	57

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

本町の障害者に関する施策・事業は、国の第4次障害者基本計画に掲げる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』を基本理念とした矢掛町障害者計画(平成30年3月策定)に基づき進められています。

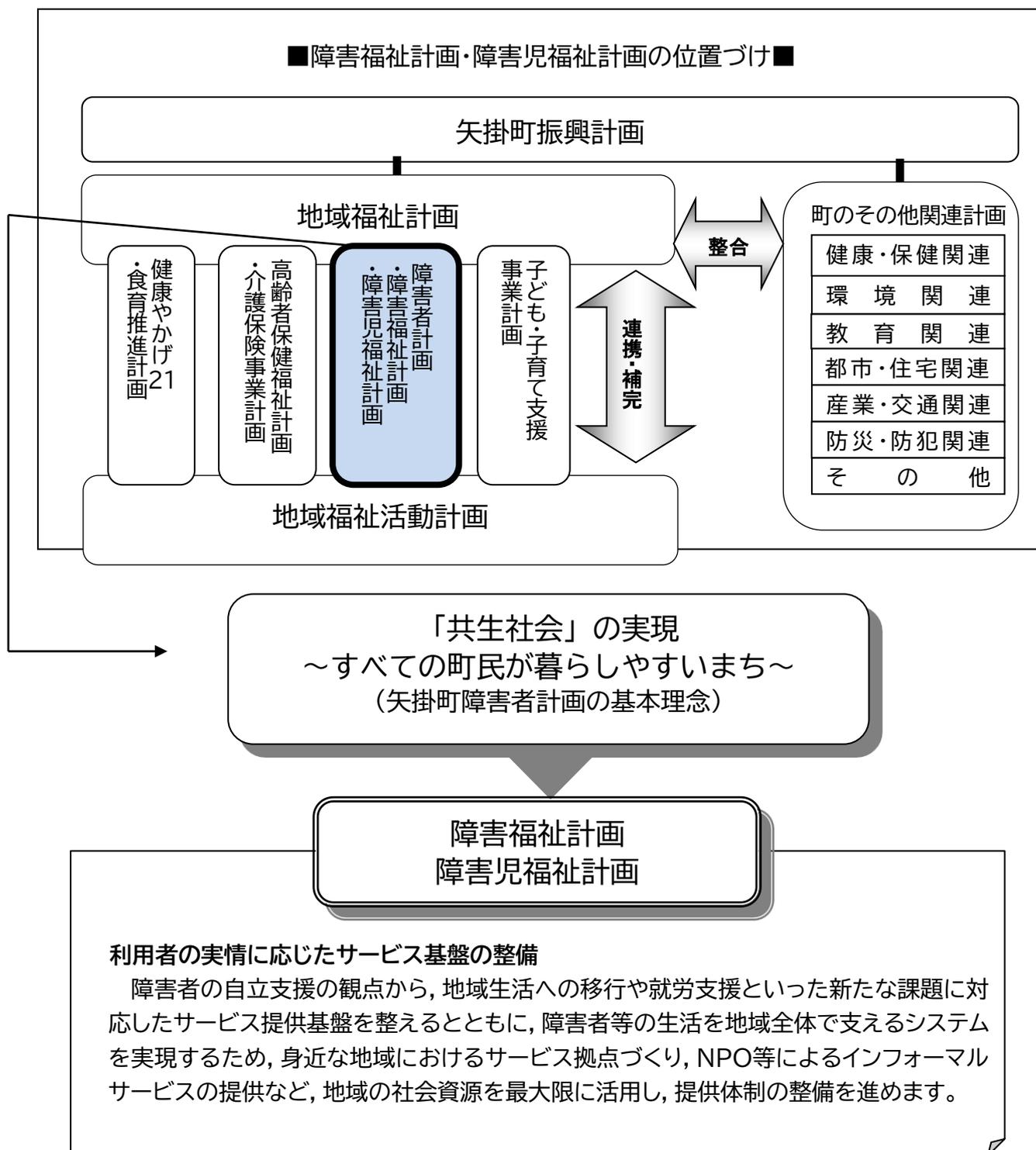
これら諸計画のうち、「矢掛町障害福祉計画」(第5期計画)及び「矢掛町障害児福祉計画」(第1期計画)は令和2(2020)年度に最終年度を迎えます。このたび、これを受けて令和3(2021)年度以降の新しい計画を策定することになりました。

本町における障害者の生活実態、障害福祉サービス及び障害児通所支援等や関連施策に対するニーズ、あるいは障害者の総合的な自立支援システム構築に向けたサービス提供基盤の状況等を十分把握した上で、今後の障害者施策のあり方の指針となる計画として、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定するものです。



(2)計画策定の理念

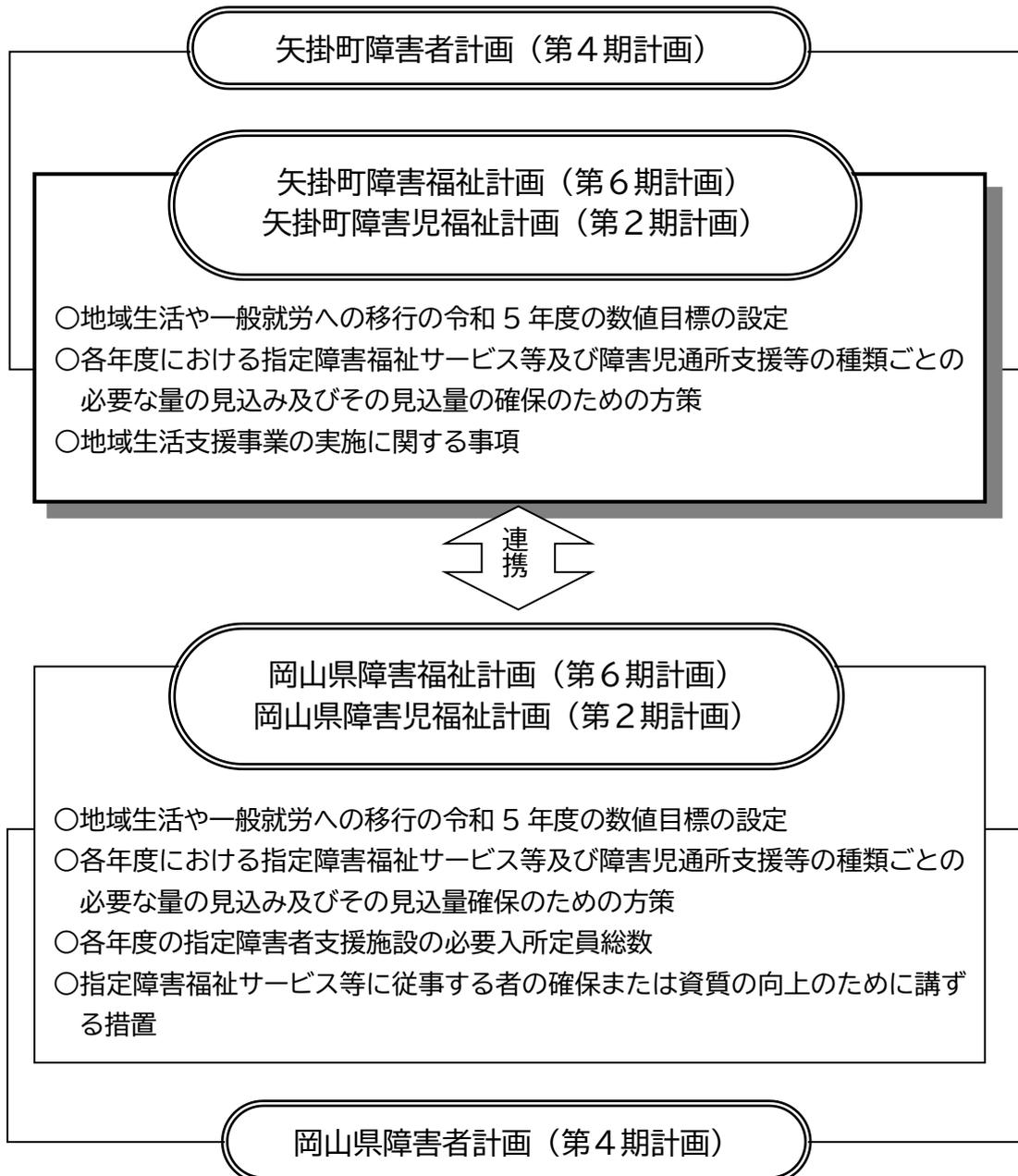
本計画は、「第6次矢掛町振興計画」における福祉分野の目標「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」、「第3次矢掛町地域福祉計画」における目標「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」と「第4期矢掛町障害者計画」における理念「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～に向けて、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりをめざすものです。



(3)計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」として策定する、障害福祉サービス等の提供に関する実施計画、及び児童福祉法第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定する、障害児通所支援等の提供に関する実施計画です。このため、国の「基本指針」及び岡山県の「岡山県障害福祉計画」、「岡山県障害児福祉計画」を踏まえたものとします。

【岡山県計画との関係図】



第1章 計画策定に当たって

(4) 計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とした第5期矢掛町障害福祉計画及び第1期矢掛町障害児福祉計画の見直しを行い、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間として策定します。

計画	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
矢掛町 障害者計画	第4期計画					
矢掛町 障害 福祉計画	第5期計画			第6期計画(本計画)		
			見直し			
矢掛町 障害児 福祉計画	第1期計画			第2期計画(本計画)		
			見直し			

(5) 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、以下のような取組を行いました。

① 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会での審議

当事者や関係団体・機関の代表で構成される「矢掛町介護保険事業計画等策定委員会」を諮問機関として、障害の特性等を踏まえた具体的な審議を行いました。

② アンケート調査の実施

障害者を取り巻く現状を正確に把握するため、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害児通所支援事業利用者910名に対するアンケート調査を実施しました。(回収率50.5%)

③ 矢掛町障害者自立支援協議会での意見聴取の実施

障害者団体や当事者、サービス事業所等から構成される障害者自立支援協議会の意見を計画に反映させるため、協議会構成員から意見聴取を行いました。(16団体)

④ パブリックコメントの実施

令和2(2020)年12月7日(月)～令和2(2020)年12月25日(金)

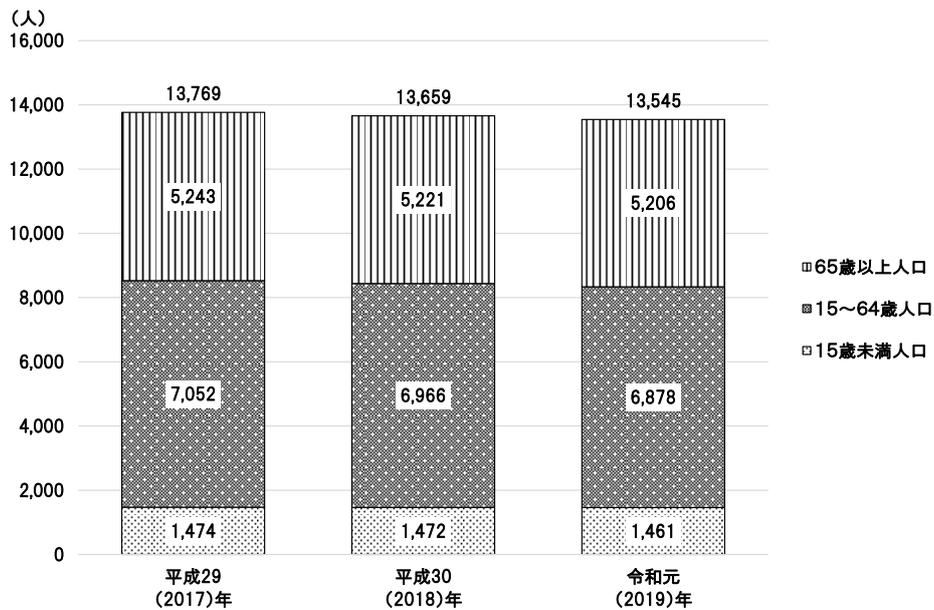
第2節 障害者の現状

(1) 総人口及び世帯数の推移

住民基本台帳の人口の推移をみると、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっており、すべての階層で人口が減少しています。

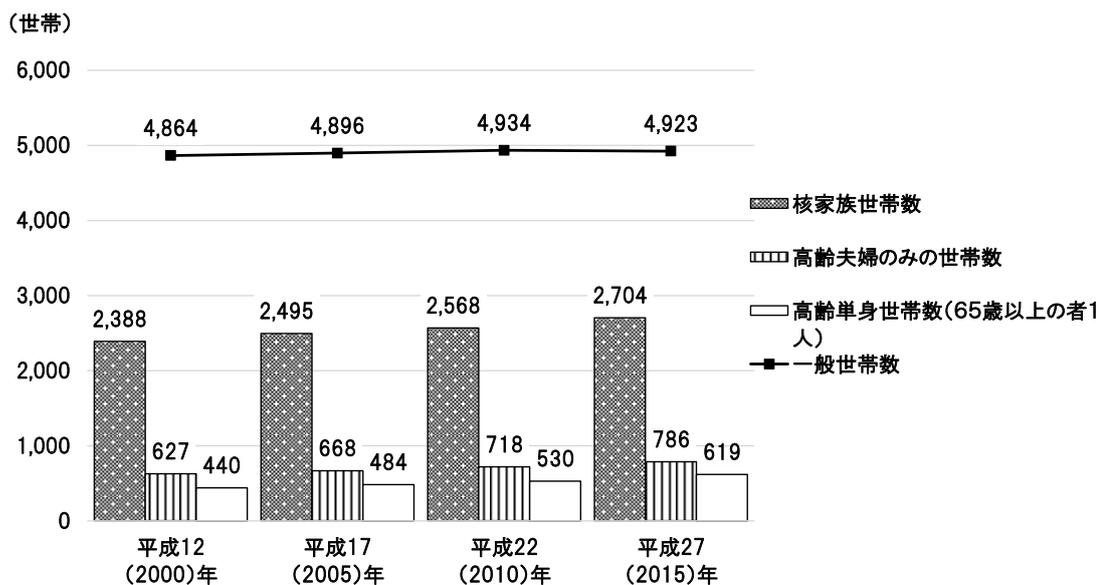
国勢調査の世帯数の推移をみると、高齢単身世帯、高齢夫婦のみの世帯、核家族世帯、一般世帯で世帯数は増加傾向にあります。

■ 総人口及び3階層別人口 ■



資料: 住民基本台帳

■ 世帯数の推移 ■

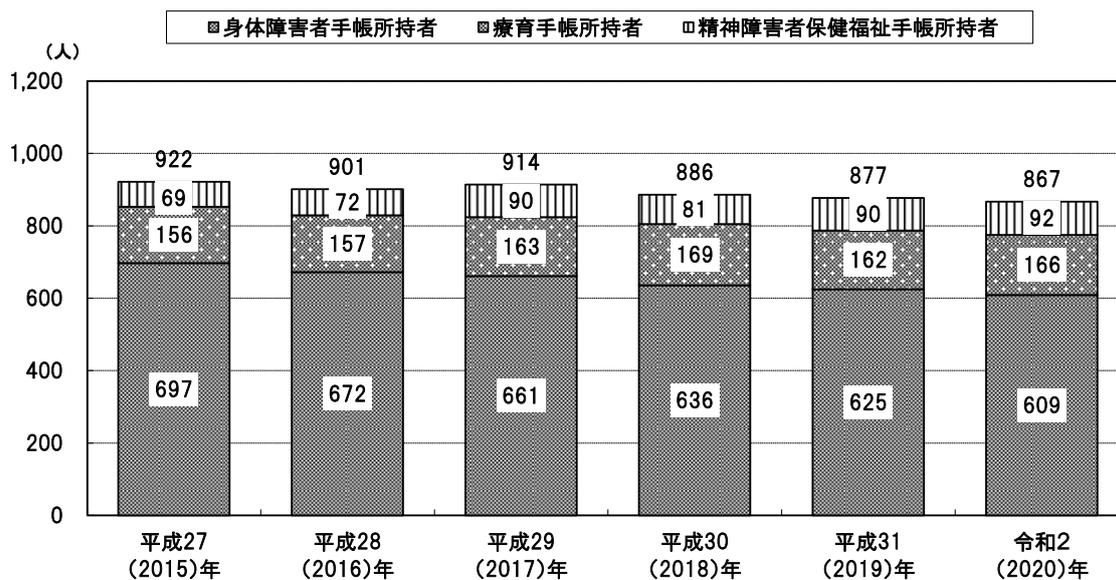


資料: 国勢調査

(2)障害のある人の動向

本町における障害のある人の数は、令和2(2020)年4月1日現在で、身体障害(身体障害者手帳所持者)が609人、知的障害(療育手帳所持者)が166人、精神障害(精神障害者保健福祉手帳所持者)が92人です。平成27(2015)年からの推移を見ると、身体障害では697人から88人減、知的障害では156人から10人増、精神障害では69人から23人増と、精神障害の増加が顕著となっています。

■手帳所持者数の動向■

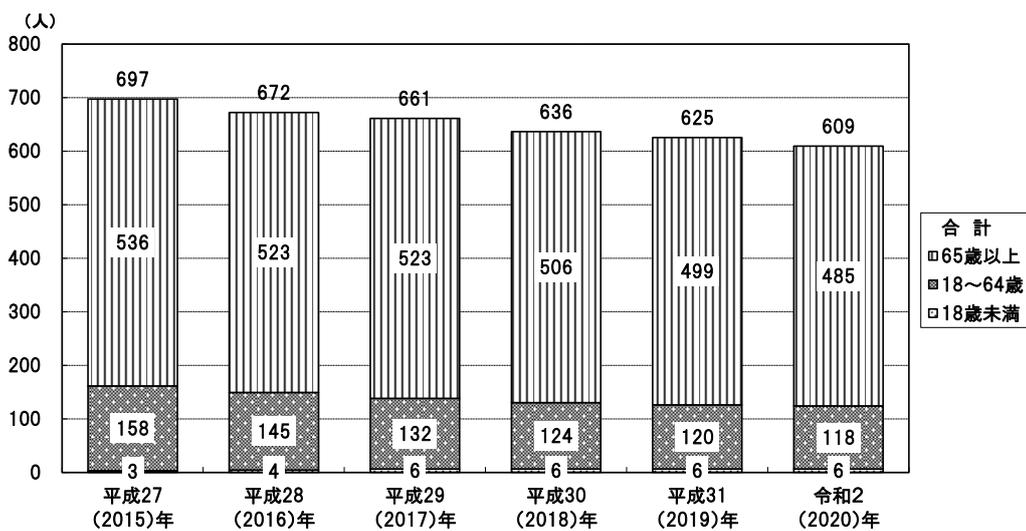


資料:保健福祉課各年4月1日現在

(3)3障害種別の年齢構成

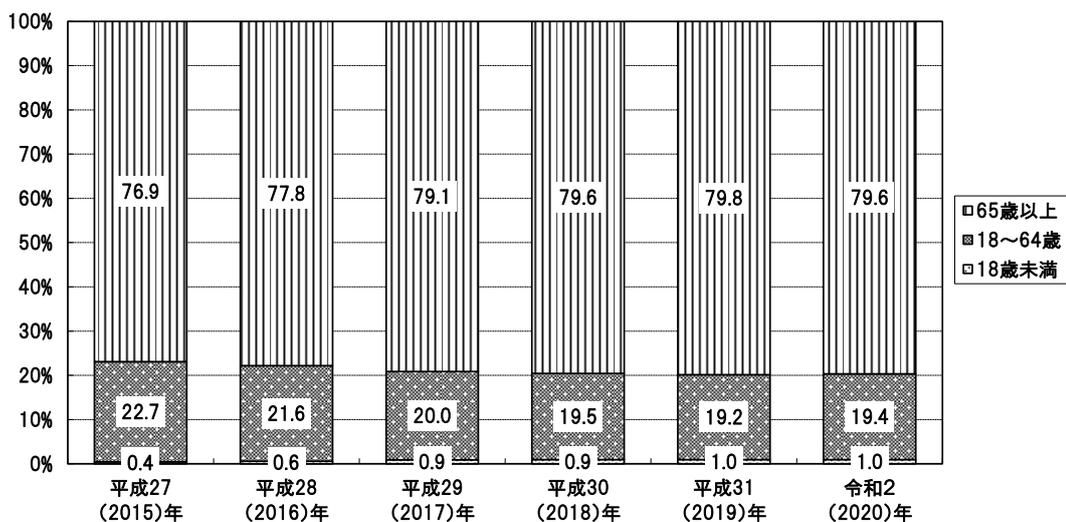
年齢構成では、身体障害のある人の場合、令和2(2020)年4月1日現在で18歳未満の障害児は6人であり、圧倒的多数を18歳以上の障害のある人が占めています。特に、65歳以上の高齢者が79.6%までを占め、割合は増加傾向で推移しています。また、知的障害では、令和2(2020)年4月1日現在、18歳未満が全体の14.5%を占め、身体障害よりも構成比が高く、また、18歳～64歳までの障害のある人は身体障害では減少傾向であるのに対し、知的障害では増加あるいはほぼ横ばいの傾向が見られます。令和2(2020)年4月1日では18歳以上が142人(構成比85.5%)です。精神障害のある人では、総数は年々増加の傾向を示しています。また、18歳以上が大半を占め、令和2(2020)年4月1日では91人(構成比98.9%)という状況です。

■身体障害者手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



資料:保健福祉課各年4月1日現在

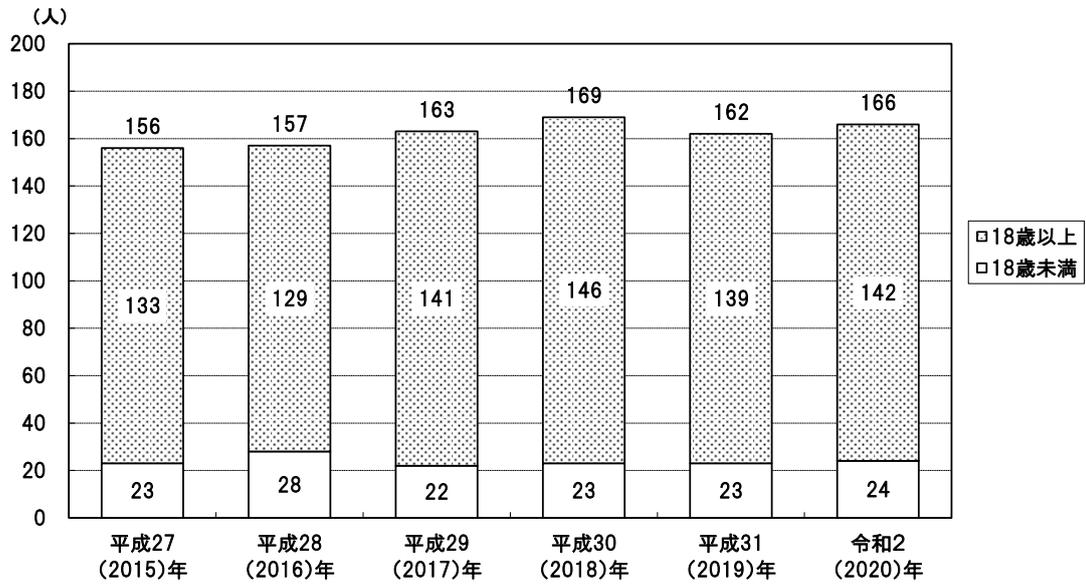
■身体障害者手帳所持者数の動向(構成比)■



※グラフのパーセンテージは、小数点第2位以下の端数処理により合計が100%にならない場合があります(以下同様)

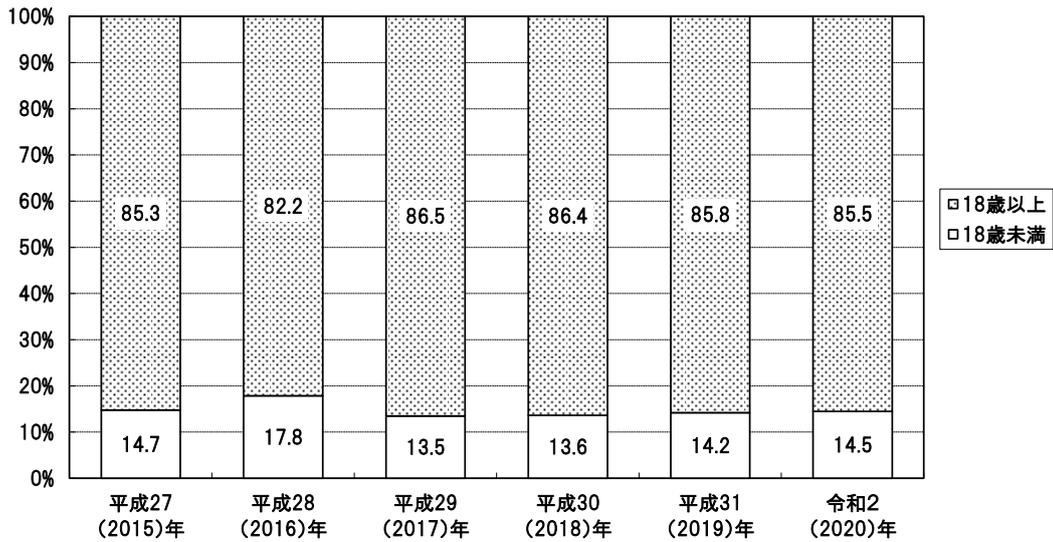
資料:保健福祉課各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



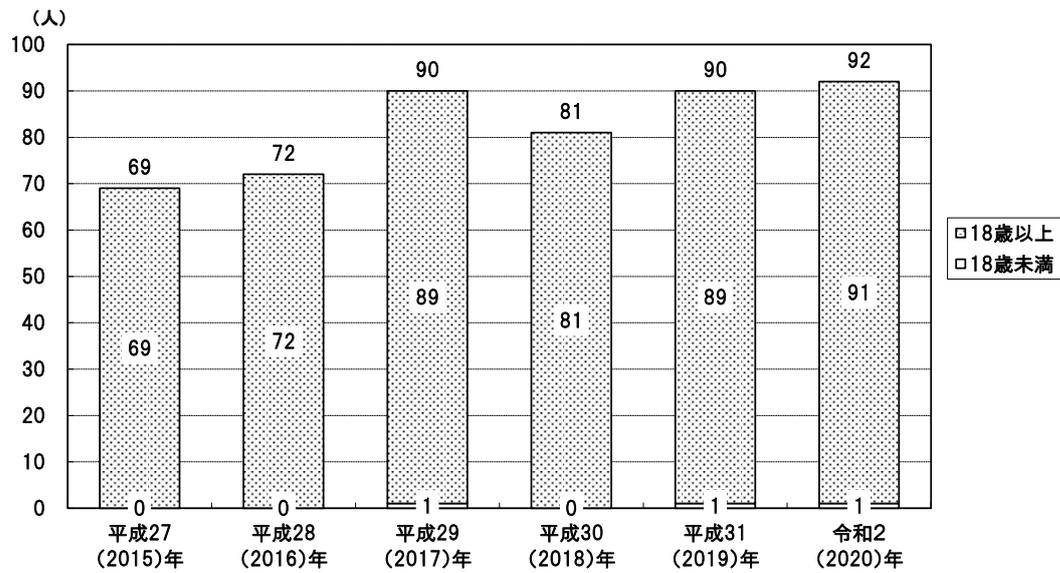
資料:保健福祉課各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の動向(構成比)■



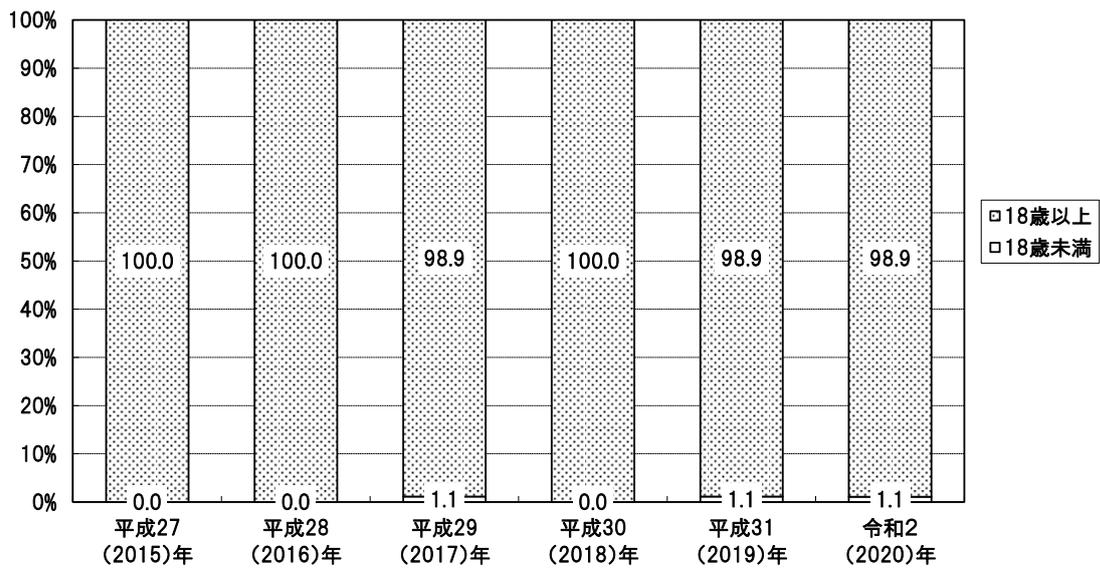
資料:保健福祉課各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向(年齢区分別)■



資料:保健福祉課各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向(構成比)■

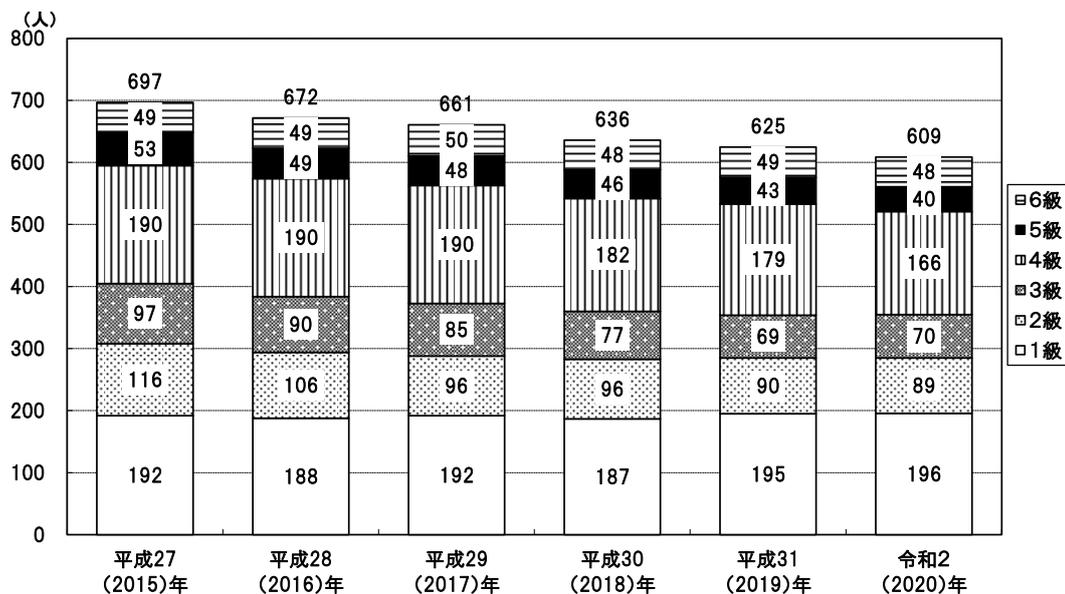


資料:保健福祉課各年4月1日現在

(4) 身体障害・知的障害のある人の等級別の動向

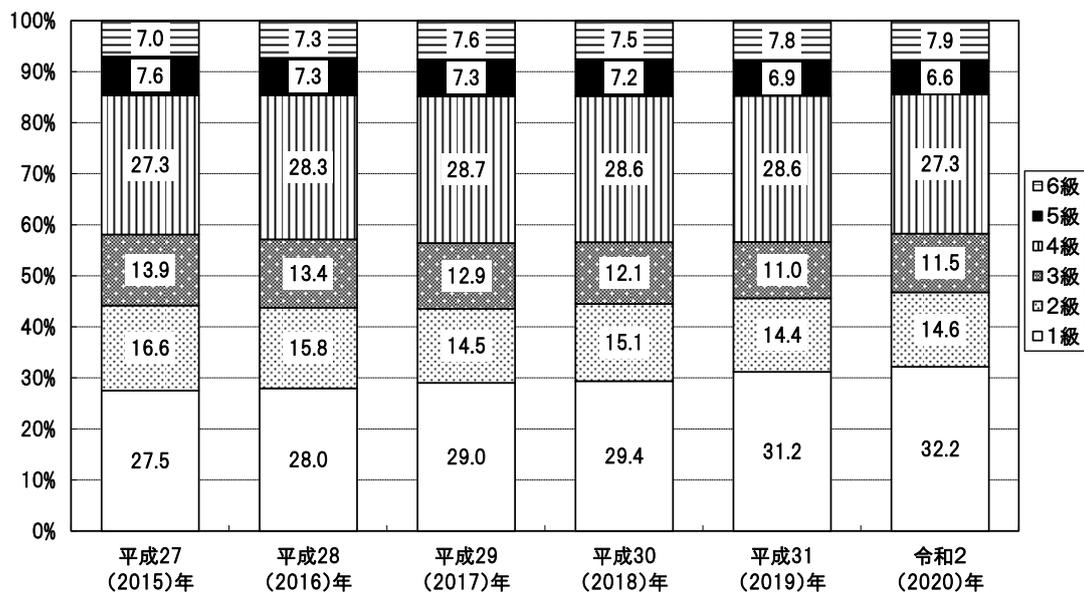
身体障害のある人及び知的障害のある人の等級別構成を平成27(2015)年以降で見ると、身体障害の「1級」、「2級」の重度者の割合は、平成27(2015)年の44.1%から令和2(2020)年には46.8%とやや増加し、それぞれ「1級」が196人、「2級」が89人と多数を占めます。また、知的障害の場合には、療育手帳「B」の割合の増加が顕著となっています。

■ 身体障害のある人の等級別構成 ■



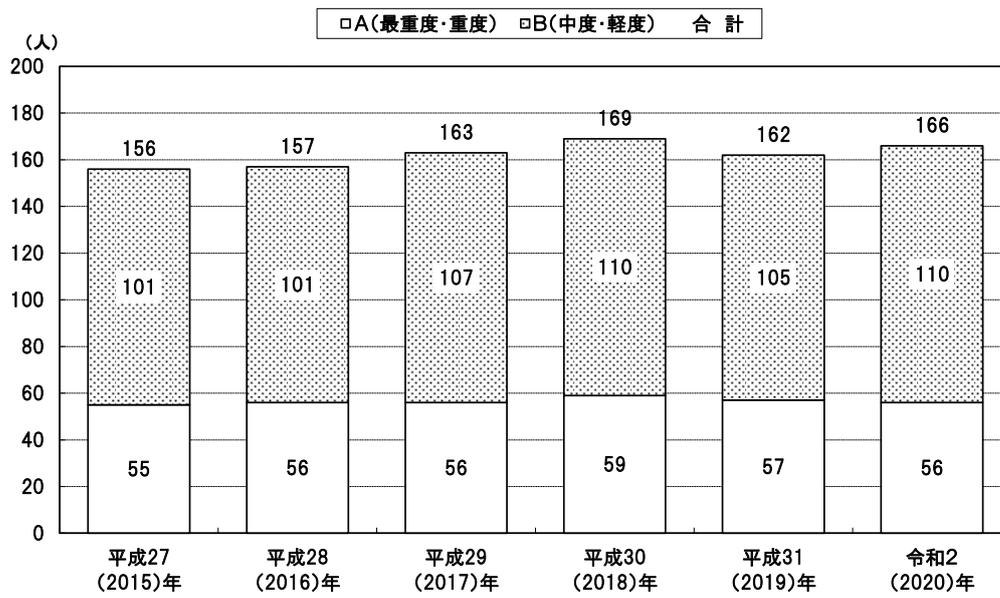
資料: 保健福祉課各年4月1日現在

■ 身体障害のある人の等級別構成(構成比) ■



資料: 保健福祉課各年4月1日現在

■知的障害のある人の等級別構成■

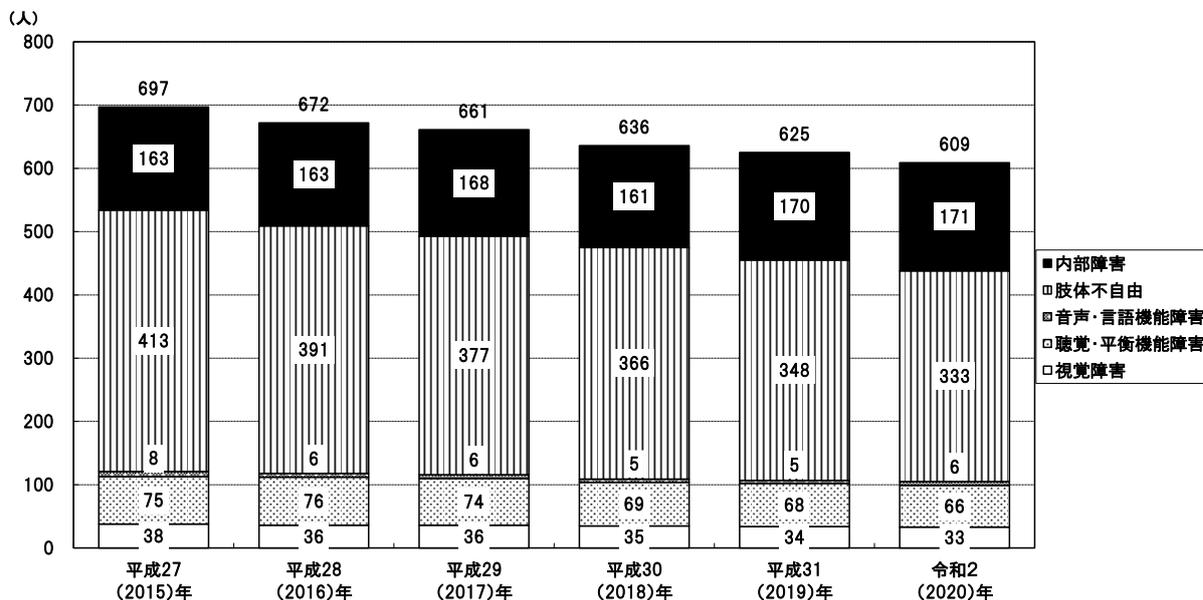


資料:保健福祉課各年4月1日現在

(5)身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の部位別構成では、令和2(2020)年4月1日現在には「肢体不自由」が333人と最も多く、次いで「内部障害」が171人などという状況です。

■身体障害のある人の部位別構成■

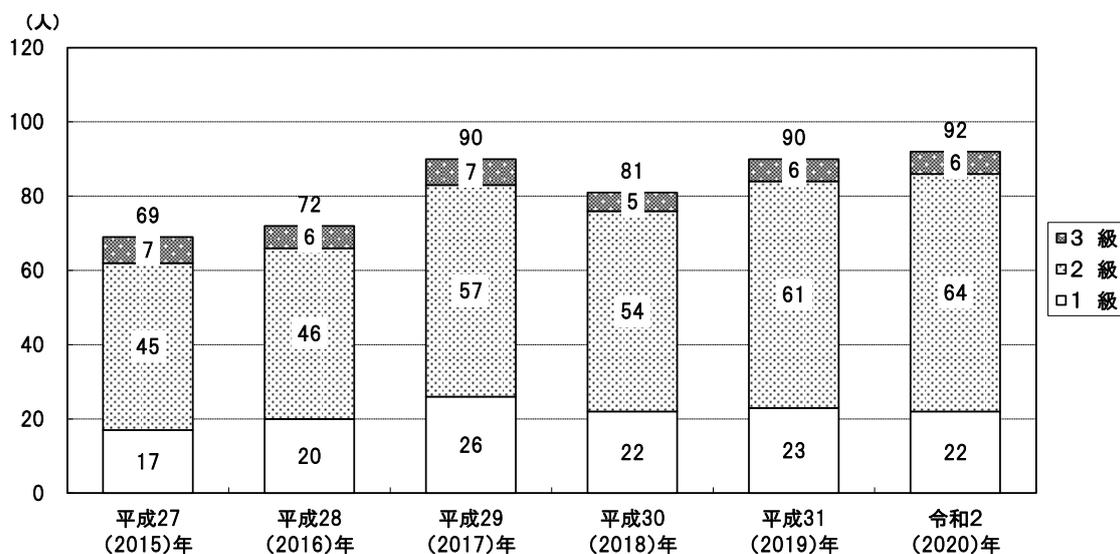


資料:保健福祉課各年4月1日現在

(6)精神障害のある人の動向

精神障害のある人の場合、精神障害者保健福祉手帳の所持者は令和2(2020)年4月1日現在で、92人に上り、年々増加しています。しかし、必ずしもすべての対象者が取得しているとは言えない状況であり、潜在化しているケースも少なくないと推察されます。

■精神障害のある人の動向■



資料:保健福祉課各年4月1日現在

(7)保育・教育環境の現状

令和2(2020)年度より認定こども園が開園し、障害児保育の障害児数は増えています。

また、本町の小・中学校に設置されている特別支援学級は、令和2(2020)年5月1日現在、12学級(小学校9, 中学校3)で、在籍している児童・生徒数は、51人(小学校37人, 中学校14人)です。特別支援学校への就学状況は、令和2(2020)年5月1日現在、知的障害が16人です。

■障害児保育の実施状況の推移■

単位:人

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
全園児数	320	347	414
うち障害児数	6	6	19

資料:保健福祉課各年4月1日現在

※平成30・令和元年度は保育園児対象。令和2年度より認定こども園・保育園児対象。

障害児は、療育手帳を交付されている、または医師の診断に基づく発達障害及び身体に疾患があり個別の支援を要する児童を計上しています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■

単位:学級, 人

		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
小学校	学級数	9	9	9
	児童数	33	39	37
中学校	学級数	4	2	3
	生徒数	16	8	14

資料:教育委員会各年5月1日現在

■特別支援学校への就学状況■

単位:人

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	合計
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校部	0	0	13	0	0	13
中学校部	0	0	3	0	0	3
高等部	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	16	0	0	16

資料:教育委員会令和2年5月1日現在

第1章 計画策定に当たって

(8) 自立支援医療受給者の状況

令和2(2020)年4月1日現在, 更生医療及び精神通院医療の受給者は横ばいの人数で推移しています。育成医療は, ここ3年間は実績がありません。

■ 自立支援医療(更生医療, 育成医療, 精神通院医療)受給者数の推移 ■

単位: 人

	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
更生医療	55	61	61
育成医療	0	0	0
精神通院医療	158	169	161

資料: 保健福祉課各年4月1日現在

(9) 経済的支援受給者の状況

令和2(2020)年4月1日現在の特別障害者手当の受給者は, 9人で若干数減少しています。障害児福祉手当, 特別児童扶養手当は横ばいの人数で推移しています。

■ 経済的支援受給者数等の推移 ■

単位: 人

	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
特別障害者手当	11	11	9
障害児福祉手当	4	3	4
特別児童扶養手当	17	15	18

資料: 保健福祉課各年4月1日現在

(10) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには, 「障害支援区分」の認定を受けることが必要となります。(ただし, サービス種別によっては認定が不要なサービスもあります。)障害支援区分の認定者数は以下のとおりとなっており, 横ばいの人数で推移しています。区分については, 数字が大きくなるにつれて重度となります。

■ 障害支援区分認定者数の推移 ■

単位: 人

	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年
区分1	3	2	0
区分2	15	18	19
区分3	26	25	21
区分4	14	18	20
区分5	16	12	14
区分6	21	21	21
合計	95	96	95

資料: 保健福祉課各年4月1日現在

第2章 計画の基本方向

第1節 基本的考え方

①第6期障害福祉計画

第4期矢掛町障害者計画の基本理念である『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』を踏まえつつ、第6期障害福祉計画の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- ◆障害のある人が、障害種別に関係なく、誰もが等しく地域で障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- ◆入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- ◆地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、手話に対する啓発に努めるなど、地域住民が主体的に障害のある人との意思疎通が図れる地域づくりに取り組むためのしくみ作りや制度の縦割りを超えた柔軟な障害福祉サービス等の確保に取り組みます。
- ◆障害のある人の将来にわたって安定的な障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するとともに、事業所等における障害福祉サービス等の質の向上のための取組を進めます。

②第2期障害児福祉計画

第2期障害児福祉計画の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。
- ◆障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援などの充実を図ります。
- ◆障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。
- ◆重症心身障害児や医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

第2節 基本目標と見込の設定

本町では、施設に入所する障害者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設利用者の一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を進めるため、本町の実情を勘案し、令和5(2023)年度末を目標年度とする数値目標を設定しました。

この数値目標の考え方について、国の基本指針及び令和元(2019)年度末時点の実績を踏まえ、目標値を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について
令和5年度末時点で、令和元年度の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行することを基本とする。
- 施設入所者数の削減に関する目標について
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	22人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	21人	令和5年度末時点の施設入所者数
目標値 (地域生活移行者数)	2人	基準値のうち、令和5年度末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、県実績値に沿って設定。
	9.1%	
目標値 (削減見込み数)	1人	令和2年度から令和5年度まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針に沿って設定。
	4.5%	

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数に関する目標について
316日以上とする。
- 精神病床の1年以上の入院患者数に関する目標について
10.6万人～12.3万人とする。
- 退院率に関する目標について
3か月後69%、6か月後86%、1年後92%。

第2章 計画の基本方向

(3) 地域生活支援拠点等の整備

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までの間, 各市町村又は各圏域に一つ以上確保することを基本とする。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため, 年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	5年度設置	町障害者自立支援協議会の場で設置を検討し, 単独で設置が困難な場合は, 井笠圏域内の事業所等に委託し確保します。

項目	設定の考え方
年1回以上運用状況を検証及び検討	地域生活支援拠点機能の充実を図るため, 年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

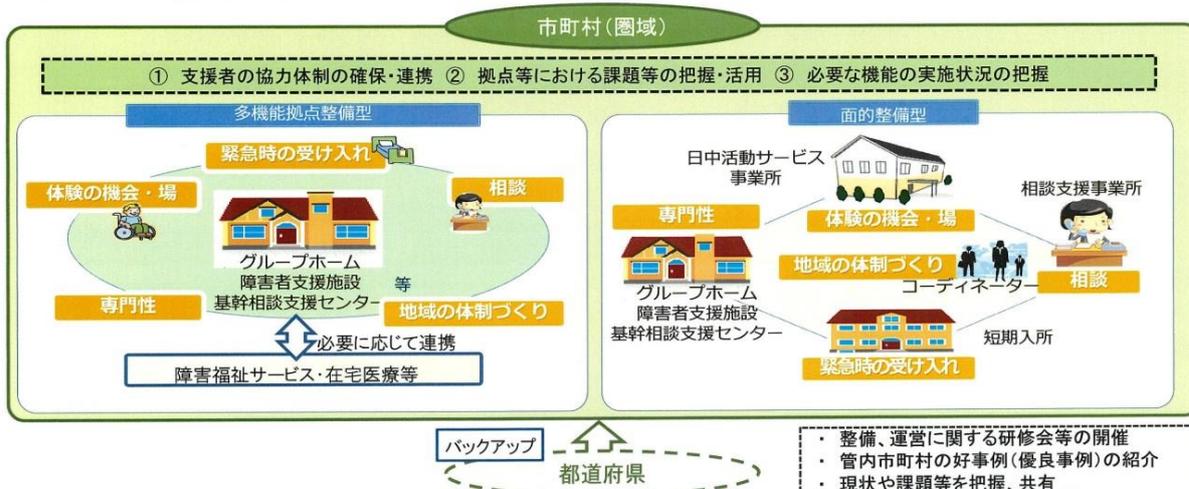
● 地域生活支援拠点等の整備について(整備手法等のイメージ)

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

● 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(出典)厚生労働省ホームページより

(4)福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業, 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。【新規】
 - ・就労移行支援事業……令和元年度実績の1.30倍以上とする。
 - ・就労継続支援A型事業…令和元年度実績の1.26倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業…令和元年度実績の1.23倍以上とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	2人	令和元年度の就労移行支援事業等(生活介護, 自立訓練, 就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)を行う事業)を通じた一般就労への移行者数
	0人	うち令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	1人	うち令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	0人	うち令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人	令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数。倍数については, 基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.5倍	
うち就労移行支援事業【新規】	1人	令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については, 基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	- 倍	
うち就労継続支援A型事業【新規】	1人	令和5年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については, 基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	- 倍	
うち就労継続支援B型事業【新規】	1人	令和5年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については, 基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	- 倍	

第2章 計画の基本方向

②職場定着率の増加

ア. 就労定着支援事業の利用者数【新規】

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	3人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
目標値 (一般就労移行者数)	3人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。国の基本指針を勘案しつつ、本町の現状に沿って設定。
	10割	

イ. 就労定着支援事業の就労定着率【新規】

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	事業所	令和5年度末における就労定着支援事業所数。
目標値 (就労移行事業所数)	事業所	令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数。今後事業所が設置された場合の目標。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	7割	

(5)障害児支援の提供体制の整備

〔目標値設定に関する国の基本指針〕

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。【新規】
- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】

項目	数 値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	単独設置を基本としつつ、単独では困難な場合、井笠圏域内にあるセンターを利用できる体制を維持します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	井笠圏域内の事業所からサービス提供を受けることができる体制を維持します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	単独設置を基本としつつ、単独では困難な場合、井笠圏域内にある事業所を利用できる体制を維持します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	単独設置を基本としつつ、単独では困難な場合、井笠圏域で協議の場を設置します。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	相談支援事業所とコーディネート業務に関する契約を締結し、配置を目指します。

第2章 計画の基本方向

(6) 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	町を中心に、自立支援協議会を活用しながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の質の充実、人員体制の強化等を実施する体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する研修等への積極的な参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施により障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

第3節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績の状況

(1)障害福祉サービスの実績

①訪問系サービス

「居宅介護」は、ここ3年間ほど実績値は見込量を若干下回る水準で推移していますが、利用人数は増加傾向にあります。

「同行援護」は、実績値と見込量はほぼ同水準で推移しています。

なお、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、計画値・実績値ともがないため記載はしていません。

■訪問系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
居宅介護	人/月	実績値	22	22	26
		見込量	26	28	29
	時間/月	実績値	252.0	260.0	297.5
		見込量	292.0	314.0	325.0
同行援護	人/月	実績値	0	1	1
		見込量	1	1	1
	時間/月	実績値	0	8.5	3.5
		見込量	5.0	5.0	5.0

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

第2章 計画の基本方向

②日中活動系サービス

「生活介護」は、実績値と見込量はほぼ同水準で推移しています。

「就労移行支援」の利用日数、「就労継続支援A型」の利用人数及び利用日数は、ここ3年間ほど、実績値は見込量の半分ないし半分以下の水準で推移しています。

「就労継続支援B型」の利用人数及び利用日数は、ここ3年間ほど実績値が見込量を上回る水準で推移し、増加傾向にあります。

平成29(2017)年度に、就労継続支援A型事業所が、相次いで事業廃止したことは、A型事業所の利用減及びB型事業所の利用増に影響しています。

■日中活動系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
生活介護	人/月	実績値	40	41	42
		見込量	42	42	42
	日/月	実績値	706	810	837
		見込量	840	840	840
自立訓練 (機能訓練)	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	0
	日/月	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	実績値	0	1	0
		見込量	1	1	1
	日/月	実績値	0	28	0
		見込量	30	30	30
就労移行支援	人/月	実績値	1	1	2
		見込量	1	1	2
	日/月	実績値	13	10	16
		見込量	21	21	42
就労継続支援A型	人/月	実績値	14	14	11
		見込量	28	29	30
	日/月	実績値	231	253	203
		見込量	554	574	594
就労継続支援B型	人/月	実績値	40	44	46
		見込量	33	35	37
	日/月	実績値	705	768	863
		見込量	623	661	699
就労定着支援	人/月	実績値	0	1	0
		見込量	0	1	1

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
療養介護	人/月	実績値	2	2	2
		見込量	3	3	3
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	実績値	8	6	4
		見込量	10	10	10
	日/月	実績値	52	45	35
		見込量	39	39	39

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

③居住系サービス

「共同生活援助(グループホーム)」は、実績値が見込量を若干下回る水準で推移しています。

「施設入所支援」は、ほぼ見込量通り推移しています。

■居住系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	10	11	11
		見込量	12	13	14
施設入所支援	人/月	実績値	21	22	23
		見込量	22	22	21

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

④相談支援

「計画相談支援」は、ここ3年間ほど実績値が見込量を上回る水準で推移しています。

「地域移行支援」、「地域定着支援」、「自立生活援助」は令和2(2020)年度現在、実績はありません。

■相談支援■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
計画相談支援	人/月	実績値	26	23	21
		見込量	17	18	19
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	2	2	2
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	0	1	1

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

第2章 計画の基本方向

(2) 地域生活支援事業の実績

① 相談支援事業

「相談支援事業」は各サービスとも、令和2(2020)年度までは、実績値は見込量とほぼ同水準で推移しています。

これまで井笠圏域3市2町で相談支援事業を実施していましたが、令和2(2020)年4月1日に町単独で障害者相談支援センターを設置したことにより、箇所数は3箇所から1箇所となっています。

■相談支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
障害者相談 支援事業	箇所数	実績値	3	3	1
		見込量	3	3	3
基幹相談 支援センター	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施
		見込量	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援 機能強化事業	箇所数	実績値	実施	実施	未実施
		見込量	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施
		見込量	未実施	未実施	未実施

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

② 成年後見利用支援事業

「成年後見利用支援事業」は、令和2(2020)年度までは、実績値は見込量とほぼ同水準で推移しています。

■成年後見制度利用支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	実績値	2	1	1
		見込量	1	1	1

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

③ 意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」のうち「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、年度によって見込量の水準を上下しています。

■意思疎通支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
手話通訳者 設置事業	人	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	0
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	回/年	実績値	49	67	24
		見込量	60	60	60

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

④日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」のうち「排泄管理支援用具」は、平成31(2019)年度までは実績値が見込量を上回っています。

■日常生活用具給付等事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
介護・訓練 支援用具	給付件数 ／年	実績値	0	0	1
		見込量	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数 ／年	実績値	0	2	0
		見込量	2	2	2
在宅療養等 支援用具	給付件数 ／年	実績値	1	1	2
		見込量	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	給付件数 ／年	実績値	3	2	4
		見込量	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数 ／年	実績値	375	339	257
		見込量	270	270	270
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	給付件数 ／年	実績値	2	1	1
		見込量	1	1	1

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

⑤移動支援事業

「移動支援事業」は、平成30(2018)年度より延利用時間の実績値は見込量を上回っています。

■移動支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
移動支援事業	利用者数 ／年	実績値	8	7	4
		見込量	7	8	9
	延利用時 間／年	実績値	349	323	138
		見込量	245	280	315

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

第2章 計画の基本方向

⑥地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター」のうち「地域活動支援センターⅡ型」は平成28(2016)年度以降実績はありません。「地域活動支援センターⅢ型」は、実施箇所は見込量と同水準ですが、利用者は見込量を下回っています。

■地域活動支援センター事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
地域活動支援 センターⅡ型	箇所数	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	利用者数 ／月	実績値	0	0	0
		見込量	2	2	2
地域活動支援 センターⅢ型	箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
	利用者数 ／月	実績値	11	11	14
		見込量	25	25	25

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

⑦日中一時支援事業

「日中一時支援事業」のうち「実施箇所数」は見込量を下回っていますが、利用者の実績値は見込量とほぼ同水準で推移しています。

■日中一時支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
日中一時支援事業	箇所数	実績値	7	5	5
		見込量	15	15	15
	人／年	実績値	17	14	12
		見込量	16	16	16

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は、9月利用実績、または9月末までの実績を集計

(3)障害児通所支援事業等の実績

①障害児通所支援

「児童発達支援」の利用人数は、ここ3年間ほど実績値が見込量を上回る水準で推移していますが、利用日数は、実績値が見込量を下回っています。

「放課後等デイサービス」は、利用人数及び利用日数いずれも、ここ3年間ほど実績値が見込量を上回る水準で推移し、令和2(2020)年度は、実績値が見込量の2倍以上となっています。

障害児通所支援については、平成31(2019)年度及び令和2(2020)年度にそれぞれ新たに事業所が指定を受け事業を開始し事業所数が増えたこと、また近隣市町にも事業所が増えてきていることから、利用ニーズは高まっており、今後も利用が伸びることが予想されます。

■障害児通所支援■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
児童発達支援	人/月	実績値	39	40	33
		見込量	28	30	32
	日/月	実績値	245	226	211
		見込量	294	315	336
医療型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	日/月	実績値	0	0	0
		見込量	5	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	実績値	37	47	54
		見込量	20	23	26
	日/月	実績値	336	409	625
		見込量	183	209	236
保育所等 訪問支援	人/月	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
	日/月	実績値	2	2	2
		見込量	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	日/月	実績値	0	0	0
		見込量	5	5	5

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

第2章 計画の基本方向

②障害児相談支援

「障害児相談支援」は、平成30(2018)年度より実績値が見込量を上回っており、今後も障害児通所支援の利用ニーズの高まりとともに、利用が伸びることが予想されます。

■障害児相談支援■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
障害児相談支援	人/月	実績値	12	13	10
		見込量	6	7	8

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月実績(9月サービス提供分)

③医療的ケア児支援調整コーディネーター

「医療的ケア児支援調整コーディネーター」は、令和2(2020)年度現在、実績はありません。

■医療的ケア児支援調整コーディネーター■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調 整するコーディネータ ー配置数	人	実績値	0	0	0
		見込量	0	0	1

(注)各3月実績。令和2(2020)年度は10月末現在

第4節 障害福祉サービス見込み量

(1)訪問系サービス

【推計の考え方】

(居宅介護)

○過去3年間の推移を踏まえ、令和3年度以降は人数が1人ずつ増加と想定。また時間は、過去3年間の一人当たり利用時間の平均11.7時間を採用。

(同行援護)

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

【アンケート調査結果】

○居宅介護(ホームヘルプ)の利用意向率は22.0%と訪問系サービスの中では最も高く、今後も一定の需要量が見込まれます。

○同行援護は意向率10.0%と訪問系サービスの中では最も低いものの、継続した対応が求められます。

■訪問系サービス量の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	人/月	24	25	26
	時間/月	281	293	305
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	5.0	5.0	5.0

※重度訪問介護, 行動援護, 重度障害者等包括支援については, 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて, サービス量を見込んでいないため掲載していません。

(2)日中活動系サービス

【推計の考え方】

(生活介護)

○過去3年間の推移を踏まえ、人数は1人増で推移。また、日数は過去3年間の一人当たり利用日数の平均19.0日を採用。

(自立訓練(機能訓練))

○過去3年間の実績がないため、前期見込量に準拠。

(自立訓練(生活訓練))

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

(就労移行支援)

○過去3年間の推移を踏まえ、人数は前期見込量に準拠。また、日数は過去3年間の推移の平均13日を採用。

(就労継続支援A型)

○過去3年間の推移に準拠。また、日数は過去3年間の一人当たり利用日数が、16.5日、18.0日、18.4日と増加しているため、令和3年度は20日とし、毎年1日増加と想定。

(就労継続支援B型)

○過去3年間の推移を踏まえ、令和3年度以降は人数が2人ずつ増加と想定。また、日数は過去3年間の一人当たり利用日数の平均17.9日を採用。

(就労定着支援)

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。なお、令和5年度は福祉施設から一般就労への移行目標を踏襲。

(療養介護)

○過去3年間の推移を踏まえ、令和2年度に準拠。

(短期入所(福祉型・医療型))

○減少傾向ではあるものの、前期見込量に準拠。

【アンケート調査結果】

○生活介護、自立訓練、短期入所はいずれも22%から24%と日中活動系サービスの中では高い利用意向率となっており、今後も一定の需要量が見込まれます。

○就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援は、15%前後の意向率であり、また、今後の就労意向も47.1%と半数近くになっており、少なくとも現状維持を図る必要があります。

○療養介護は15.9%の意向率であり、今後も一定の需要量が見込まれます。

■日中活動系サービス量の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
生活介護	人/月	43	43	43
	日/月	817	817	817
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1
	日/月	30	30	30
就労移行支援	人/月	1	1	1
	日/月	13	13	13
就労継続支援A型	人/月	14	14	14
	日/月	280	294	308
就労継続支援B型	人/月	46	48	50
	日/月	824	860	895
就労定着支援	人/月	1	1	3
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	10	10	10
	日/月	39	39	39

※就労定着支援, 療養介護は人/月のみ

第2章 計画の基本方向

(3) 居住系サービス

【推計の考え方】

(共同生活援助(グループホーム))

○過去3年間の推移を踏まえ、令和2年度に準拠

(施設入所支援)

○増加傾向にはあるものの、令和5年度までに福祉施設から地域生活への移行者数の目標である人数を記載。

【アンケート調査結果】

○共同生活援助、施設入所支援の利用意向率はそれぞれ15.0%、16.5%であり、今後も一定の需要量が見込まれます。

■居住系サービス量の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	11	11	11
施設入所支援	人/月	22	22	21

(4)相談支援

【推計の考え方】

(計画相談支援)

○過去3年間の推移を踏まえ、令和3年度以降は1人ずつ増加と想定。

(地域移行支援)

○過去3年間の実績がないため、前期見込量に準拠。

(地域定着支援)

○過去3年間の実績がないため、前期見込量に準拠。

(自立生活援助)

○過去3年間の実績がないため、前期見込量に準拠。

【アンケート調査結果】

○相談支援は36.1%と障害福祉サービスの対象事業の中では最も利用意向率が高く、今後も需要量の増加が見込まれます。

○自立生活援助は14.6%と、少なくとも現状維持を図る必要があります。

■相談支援の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援	人/月	24	25	26
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	2	2	2
自立生活援助	人/月	1	1	1

(5)サービスの円滑な実施に向けた方策

【訪問系サービス】

- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者(児)に対して、訪問系サービスの充実を図るため、障害の特性や町内での地域間格差などに留意しつつ、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 人材、サービス量の確保のため、障害福祉サービスと介護保険サービス両方のサービスが提供できる「共生型サービス」の実施を、事業者等へ働きかけます。

【日中活動系サービス】

- 在宅の障害のある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 相談支援事業所等と連携し、就労を希望する障害のある人の支援に努めます。
- 就労定着支援事業については、国の指針等に基づき、利用促進に努めます。
- 障害のある人及び介護者の高齢化により、日中活動の場として生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用ニーズは高いことから、必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等へ働きかけます。
- 短期入所については、介護者の疾病、高齢化などにより、障害のある人の生活の場の確保と介護者のレスパイトの必要性から利用ニーズが高いことから、必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等へ働きかけます。
- 人材、サービス量の確保のため、障害福祉サービスと介護保険サービス両方のサービスが提供できる「共生型サービス」の実施を、事業者等へ働きかけます。

【居住系サービス】

- 施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)から、一人暮らしに移行した障害のある人に、自立生活援助による支援を行います。

【相談支援】

- 相談支援事業所間の連携を強化し、課題の共有等を図り、障害者自立支援協議会で課題解決に向け、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
- 障害児支援の障害児相談支援と地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せて、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

第5節 地域生活支援事業見込み量

(1)相談支援事業

【推計の考え方】

(障害者相談支援事業)

○令和2年度より町単独で実施のため、令和2年度の実績に準拠。

(基幹相談支援センター)

○過去3年間未実施のため、前期見込みに準拠。

(市町村相談支援機能強化事業)

○令和2年度より町単独で実施のため、令和2年度の実績に準拠。

(住宅入居等支援事業)

○過去3年間未実施のため、前期見込みに準拠。

【アンケート調査結果】

○地域で生活するために必要な支援の中では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を半数近くの対象者が挙げています。これらのニーズを把握して、サービスの利用に結びつける相談支援関連事業は、今後とも重要です。

■事業実施見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援 機能強化事業	箇所数	未実施	未実施	実施
住宅入居等支援事業	箇所数	未実施	未実施	未実施

第2章 計画の基本方向

(2) 成年後見制度利用支援事業

【推計の考え方】

(成年後見制度利用支援事業)

○過去3年間の推移, また令和2年4月に権利擁護センターが設置されたことを踏まえ, 1人増を想定。

【アンケート調査結果】

○成年後見制度については, 「制度の名前と内容どちらも知っている」が23.5%と4人に1人であり, より制度の周知や広報が求められます。

■実利用見込み者数■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	2	2	2

(3) 意思疎通支援事業

【推計の考え方】

(手話通訳者設置事業)

○過去3年間の実績はないが, 令和2年度に手話言語条例が制定され, 今後通訳者を設置することを検討します。

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)

○過去3年間の推移を踏まえ, 前期見込量に準拠。

【アンケート調査結果】

○障害があることで差別や嫌な思いをする(したことがある)対象者は31.5%と3人に1人に上っています。また, 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は, 「本や新聞・テレビやラジオのニュース」が37.6%, 「家族や親せき・友人知人」が33.0%, 「行政機関の広報誌」が26.3%と多く, 今後も手話や要約筆記などの意思疎通支援(コミュニケーション)関連事業は重要になることが予想されます。

■派遣見込み回数■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	回/年	60	60	60

(4)日常生活用具給付等事業

【推計の考え方】

(介護・訓練支援用具)

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

(自立生活支援用具)

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

(在宅療養等支援用具)

○過去3年間の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

(情報・意思疎通支援用具)

○過去3年間の推移を踏まえ、令和3年度より1件増加と想定。

(排泄管理支援用具)

○令和2年度より対象者の拡大、また増加傾向にあるため、令和2年度に準拠。

(居宅生活動作補助用具(住宅改修費))

○過去3年間の推移を踏まえ、令和3年度より1件増加と想定。

■利用見込み件数■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数/年	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	給付件数/年	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数/年	380	380	380
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	2	2	2

第2章 計画の基本方向

(5)移動支援事業

【推計の考え方】

(移動支援事業)

○過去3年間の推移, また過去3年間の延べ利用時間の平均41.4時間を採用。

【アンケート調査結果】

○外出頻度として、「毎日外出」が28.7%, 「1週間に数回外出」が39.3%との回答となっており, 外出目的は, 「医療機関への受診」が68.4%, 「買い物」が64.2%と多くなっています。

○外出時に困ることとして, 「公共交通機関が少ない(ない)」, 「困った時にどうすればいいのか心配」, 「道路や駅に階段や段差が多い」, 「列車やバスの乗り降りが困難」などが挙げられており, 外出時での支援が重要になっています。

■利用見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
移動支援事業	利用者数/年	7	7	7
	延利用時間/年	290	290	290

(6)地域活動支援センター事業

【推計の考え方】

(地域活動支援センターⅡ型)

○過去3年間の実績がないため、前期見込量に準拠。

(地域活動支援センターⅢ型)

○見込通りであり、今期も継続。また過去3年間の推移を踏まえ、過去3年間の平均利用者数12人がそのまま推移すると想定。

■事業実施見込み箇所数, 利用見込み者数■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所数	1	1	1
	利用者数/月	2	2	2
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1
	利用者数/月	12	12	12

(7)日中一時支援事業

【推計の考え方】

(日中一時支援事業)

○令和2年度の箇所数に準拠。また過去3年間の年間利用日数の平均2.7人を採用。延利用回数は過去3年間の推移を踏まえ、令和2年度に準拠。

■事業実施見込み箇所数, 利用見込み者数, 延利用回数■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
日中一時支援事業	実施箇所数	5	5	5
	人/年	14	14	14
	回/年	700	700	700

(8)サービスの円滑な実施に向けた方策

【相談支援事業】

- 福祉サービス利用援助等の支援, 関係機関との連絡調整, 権利擁護事業の利用調整など, 今後も関係機関と連携を図りながら相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 相談の増加及び総合的・専門的な相談支援に対応するため, 必要な能力を有する専門的職員の配置や事業所及び相談員の拡充等の機能強化を推進します。また, 必要に応じてペアレントメンターを活用し, 保護者の相談支援に努めてまいります。
- 障害福祉サービスの計画相談支援と障害児支援の障害児相談支援と併せて, 医療的ケアの専門性を有した機関との連携など, 包括的な相談支援体制の構築を推進します。

【成年後見制度利用支援事業】

- 成年後見制度利用促進基本計画の策定を念頭に, 権利擁護センターと連携し, 成年後見制度の利用の促進に関する取組を推進します。

【意思疎通支援事業】

- コミュニケーションの円滑化を推進し, 日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や社会参加の促進を図るため, 聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援として, 手話通訳者の設置の検討及び手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実に努めます。
- 手話や要約筆記等のボランティア団体と連携し, 町民に対する手話講座等を実施し, 手話等への理解や情報を得ることが困難な人に対して情報の確保に努めます。
- 災害時等にも対応できる支援体制や入院時など, 様々な状況でコミュニケーションが難しい方の支援体制の充実に努めます。
- 必要とされるサービス量とその質を確保するため, 人材の育成, 確保に努めます。

【日常生活用具給付等事業】

- 日常生活上の便宜を図るため, 在宅の重度障害のある人に日常生活用具の適切な給付を行います。
- 障害の種類や程度等, それぞれの特性に応じて必要となる日常生活用具の種類や量について, 障害のある人のニーズや利用しやすい内容へ随時見直しを行います。

【移動支援事業】

- 障害の特性やライフステージに応じた利用ニーズを把握し, 利用の促進が図られるよう, 必要とされるサービス量の確保と充実に努めます。

【地域活動支援センター事業】

- 今後とも, 地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう, 障害の特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場の確保のため, 機能の充実に努めます。
- 障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めるとともに, 専門的な相談が行えるよう相談支援体制の確保に努めます。

【日中一時支援事業】

- 障害のある人の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため, 障害のある人の日中における活動の場の確保に努めます。

第6節 障害児通所支援等見込み量

(1)障害児通所支援

【推計の考え方】

(児童発達支援)

○過去3年間の推移, 新規事業所の指定もあったことから, 今後のサービス需要増を想定して, 令和3年度以降2人ずつ増加と想定。また過去3年間の一人当たり利用日数の平均6.1日を採用。

(医療型児童発達支援)

○過去3年間の実績がないため, 前期見込みに準拠。

(放課後等デイサービス)

○過去3年間の推移, 新規事業所の指定もあったことから, 今後のサービス需要増を想定して, 令和3年度以降8人ずつの増加と想定。また過去3年間の一人当たり利用日数の平均9.8日を採用。

(保育所等訪問支援)

○過去3年間の実績と見込量がほぼ一致するため, 前期見込みに準拠。

(居宅訪問型児童発達支援)

○過去3年間の実績がないため, 前期見込みに準拠。

【アンケート調査結果】

○障害児通所支援の中では, 放課後等デイサービスの利用意向率は64.7%と最も高く, 今後も一定以上の需要量が見込まれます。また, 児童発達支援も47.1%と半数近くを占めており, 同様に一定の需要量が見込まれます。

○医療型児童発達支援, 保育所等訪問支援は約20%の意向率であり, 少なくとも現状維持を図る必要があります。

○平成30(2018)年より新設された, 居宅訪問型児童発達支援は3.9%と低いものの, 少なくとも現状維持を図る必要があります。

■障害児通所支援の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	人/月	40	42	44
	日/月	244	257	269
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	日/月	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	62	70	78
	日/月	608	686	765
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	日/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	日/月	5	5	5

(2)障害児相談支援

【推計の考え方】

(障害児相談支援)

○今後のサービスの需要増を想定して、令和3年度以降は2人ずつ増加すると想定。

【アンケート調査結果】

○障害福祉計画と同様、地域で生活するために必要なものの中では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を半数近くの対象者が挙げています。これらのニーズを把握して、サービスの利用に結びつける相談支援関連事業は、今後とも重要です。

■障害児相談支援の見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害児相談支援	人/月	15	17	19

(3)医療的ケア児支援調整コーディネーター

【推計の考え方】

(医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数)

○実績はないが、国の成果目標の一つであることから、前期見込量に準拠

【アンケート調査結果】

○障害福祉計画と同様、地域で生活するために必要なものの中では、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」を半数近くの対象者が挙げています。これらのニーズを把握して、サービスの利用に結びつける相談支援関連事業は、今後とも重要です。

■医療的ケア児支援調整コーディネーターの見込み■

サービス種類	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人	1	1	1

(4)サービスの円滑な実施に向けた方策

【障害児通所支援】

- 早期療育を図るため、児童発達支援の拡充を図り、個々の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。また、家族支援については、保護者が子どもに関わりやすい具体的で効果的な対応を身に付けることができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの手法を活用します。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスの質の向上に努めるとともに、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図ります。また、事業所の新規開設にあたっては、今後の利用者ニーズ、町内における地域的な配置バランス等を検証しながら、適正な事業所数の確保に努めます。
- 幼稚園、保育園、こども園などにおける障害児の受入れを支援し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

【障害児相談支援】

- 障害福祉サービスの計画相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せて、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【医療的ケア児支援調整コーディネーター】

- 重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県が実施する養成研修への受講促進、また相談支援事業所とコーディネート業務に関する契約を締結し、保健、医療、福祉等の関係機関の連携及びコーディネーターの配置に努めます。

第3章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

計画推進にあたっては、国・県等と情報提供や人材育成などの連携を強めることにより、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援などの持続的なサービス提供体制の充実を進めていきます。

また、福祉に係る関連部局をはじめ、社会福祉協議会、福祉施設、学校、民間企業、地域等との連携を深め、総合的・横断的に施策を展開していきます。

行政内においても、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがる関係部課が互いに連携し合って計画を推進していきます。

第2節 自立支援協議会のネットワーク強化

令和2(2020)年4月より、町で設置している障害者自立支援協議会は、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係機関・団体で構成されており、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害者のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っています。

またこれまで、井笠圏域で設置していた協議会など横のつながりを維持し、町だけでは解決困難な課題については、解決に向け町外の関係機関とも連携します。

今後も障害のある人や家族、事業者など、住民参画を主体とした協議会の運営を推進します。

第3節 計画の見直し

本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進し、障害者福祉の向上を図るため、PDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行い、自立支援協議会等において、各年度におけるサービスの見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価、見直しをします。

第4章 資料編

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会諮問

矢保福第1153号
令和2年8月11日

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会
委員長 土田 正雄 殿

矢掛町長 山 野 通 彦

矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び
矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について(諮問)

老人福祉法第20条の8第1項, 介護保険法第117条第1項, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により, 矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画を定めたいので, 当該計画の策定について諮問します。

令和3年2月4日

矢掛町長 山 野 通 彦 様

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会
委員長 土 田 正 雄矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び
矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について(答申)

令和2年8月11日付で諮問のありました、矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について、本委員会においては、貴職から示された計画書素案を基に、高齢者や障害者の方々を対象としたアンケート調査結果や関係資料等を参考とし、かつ、各計画書素案と矢掛町振興計画の整合性を図りながら、次の委員によって計4回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙の意見を付して答申します。

記

委員長 土 田 正 雄

副委員長 西 垣 卓

委員	廣 井 紘 一	委員	平 井 育 子
委員	渡 邊 寛 道	委員	高 見 一 彦
委員	一 安 謙 治	委員	土 井 重 光
委員	日 置 彰 雄	委員	山 縣 幸 洋
委員	岡 田 哲 郎		

答 申

【矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

- 1 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年,さらには団塊のジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22(2040)年を見据えて,介護保険制度の持続可能性を確保しながら,すべての高齢者が住み慣れた地域で自立した,安心・安全な日常生活を営むことができる「地域包括ケアシステム」の構築・推進・深化とともに,健康寿命の延伸を目指したまちづくりの推進を通して,地域共生社会の実現に向けた取組に努められたい。
- 2 健康寿命の延伸を目指したまちづくりのため,すべての高齢者が日頃からの健康づくりへの取組をはじめ,自立支援,介護予防の総合的な推進に努められたい。
- 3 介護保険にあっては,適正な事業運営により制度の持続可能性を高め,サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう,量的確保とサービスの質の向上に努められたい。
- 4 介護保険料の設定にあたっては,給付と負担のバランスに考慮するとともに,制度の安定性と持続可能性の観点から適切に設定するべきと考える。その上で介護給付費準備基金の活用については,「被保険者の負担の軽減を図るために活用は必要であるが,一定の基金は確保すべき」との意見により,介護保険料基準月額は,「5,900円が適当である。」と判断した。

【矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画】

- 1 「矢掛町障害者計画」の基本理念である「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～をめざし,障害者の自立支援の観点から,地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに,障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現のため,地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備に努められたい。
- 2 本計画の実施にあたっては,広く関係機関,町民への協力を呼びかけるとともに,国,県,サービス提供事業所,企業等との連携を図りながら,障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の充実に努められたい。

計画の策定経過

第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・矢掛町介護保険事業計画
第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画の策定経過

実施年月日	実施内容
令和元年11月21日から 令和元年12月13日まで	矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズのアンケート調査及び在宅介護実態調査を実施する。(郵送配布 郵送回収)
令和2年7月31日から 令和2年8月14日まで	矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画策定に係る福祉に関するアンケート調査を実施する。 (郵送配布 郵送回収)
令和2年8月11日	第1回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催 委員長, 副委員長を選出し, 委員会開催スケジュールを決定する。計画の策定について町長から諮問を受ける。 (介護保険関係) 計画の概要, 矢掛町の現況及び現行計画の状況, 日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果について審議する。 (障害福祉関係) 計画の概要, 矢掛町の現況及び現行計画の状況について審議する。
令和2年8月26日	障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標, サービス見込量について, 岡山県によるヒアリングの実施。
令和2年9月24日	第2回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催 (介護保険関係) 計画の目次構成, 骨子案について審議する。 (障害福祉関係) 福祉に関するアンケート調査結果, 計画の目次構成, 骨子案, サービス見込量について審議する。
令和2年10月6日	岡山県へ障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標, サービス見込量の中間報告を実施する。
令和2年11月26日	第3回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催 矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画(素案)について審議する。

第4章 資料編

令和2年11月30日から 令和2年12月25日まで	矢掛町障害者自立支援協議会構成員に対し, 団体の現状や課題, 計画への意見徴取を実施する。
令和2年12月7日から 令和2年12月25日まで	矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画(案)のパブリックコメントを実施する。
令和3年1月13日	岡山県へ障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標, サービス見込量の最終報告及び協議書を提出する。
令和3年1月28日	第4回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催 矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)及び保険料算定等, 矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画(案)について審議する。
令和3年2月4日	町長に答申する。(委員長・副委員長)

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(平成10年10月27日告示第66号)

改正 平成17年4月18日告示第47号 平成20年5月19日告示第43号

平成23年8月1日告示第60号 平成25年3月25日告示第36号

平成29年6月13日告示第81号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく「矢掛町介護保険事業計画」、これに関連する老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく「矢掛町高齢者保健福祉計画」、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「矢掛町障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「矢掛町障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(以下「矢掛町障害児福祉計画」という。)の策定のため、矢掛町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平17告示47・平20告示43・平29告示81・一部改正)

(所管)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 矢掛町介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 矢掛町高齢者保健福祉計画策定に関すること。
- (3) 矢掛町障害者計画策定に関すること。
- (4) 矢掛町障害福祉計画策定に関すること。
- (5) 矢掛町障害児福祉計画策定に関すること。

(平17告示47・平20告示43・平29告示81・一部改正)

(組織等)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 矢掛町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健及び医療関係者

第4章 資料編

(4) 障害及び福祉関係者

(5) 被保険者代表

(6) 費用負担関係者

2 前項各号の委員の任期は、当該計画に係る審議が終了するまでとする。ただし、役職による委員にあつては、その役職の任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20告示43・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、専門的事項の調査、研究及び審議を行う。

(平20告示43・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

5 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員会又は部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

(補助機関)

第7条 委員会にプランナーグループを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年矢掛町条例第17号)に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第9条 委員会又は部会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(平20告示43・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成10年10月1日から適用する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は町長が招集する。
- 3 矢掛町老人保健福祉計画策定委員会設置要綱(平成5年3月8日矢掛町告示第11号)は、廃止する。

附 則(平成17年4月18日告示第47号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月19日告示第43号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月1日告示第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第36号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月13日告示第81号)

この要綱は、公布の日から施行する。

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

区分	委員名	所属団体等名称
矢掛町議会議員	◎土田 正雄	矢掛町議会議長
学識経験を有する者	廣井 紘一	元岡山県国民健康保険団体連合会 常務理事
保健及び医療関係者	○西垣 卓	笠岡医師会副会長
障害及び福祉関係者	渡邊 寛道	社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会 特別養護老人ホーム矢掛荘施設長
	一安 謙治	矢掛町民生委員児童委員協議会長
	日置 彰雄	矢掛町老人クラブ連合会長
	岡田 哲郎	矢掛町身体障がい者福祉協会長
	平井 育子	やかげ点訳サークル代表
	高見 一彦	社会福祉法人あすなろ園施設長
被保険者代表	土井 重光	小田公民館長
費用負担関係者	山縣 幸洋	矢掛町副町長

◎:委員長 ○:副委員長 【任期:令和2年8月11日~審議が終了するまで】

基礎用語

【イ】

意思疎通支援事業

地域生活支援事業。手話通訳者や、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などにより、意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を仲介するもの。

聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して、手話通訳又は要約筆記により意思疎通を仲介する者の派遣等を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図る。

一般就労移行者

目標設定における一般就労移行者とは、雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること並びに自ら起業した者のこと。

移動支援事業

地域生活支援事業。屋外での移動が困難な障害者(児)が余暇活動等の外出のために付添いを必要とする場合に、ヘルパーを派遣しその支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るもの。

医療型児童発達支援

障害児通所給付に基づくサービス。上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童を対象に、児童発達支援と併せて理学療法等の機能訓練などの治療を行う。

インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービスのことを指す。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたる。

【カ】

完全参加と平等

国際障害者年(昭和 56(1981)年)の目標テーマ。障害者の、それぞれの住んでいる社会における社会生活と社会の発展への完全参加及び経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。

【キ】

基幹相談支援センター

相談支援体制の強化を目的とした施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共生社会

人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会のこと。

第4章 資料編

共同生活援助(グループホーム)

訓練等給付に基づくサービス。就労又は自立訓練, 就労移行支援等を受けている知的障害者・精神障害者を対象として, 事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し, 共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行う。

居宅介護

介護給付に基づくサービス。障害者が自宅においても自立した生活が行えるよう, 入浴, 排せつ, 食事など生活全般の介護を行う。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって, 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し, 障害児の居宅を訪問し, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与等の支援を行う。

【ケ】

ケアマネジメント

生活困難な状態になり, 援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に, 必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。介護を要する人のニーズに合わせて, 多方面のサービスを組み合わせること等により, 本人の望む生活の実現をめざす。

計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり, 利用者等と面接を行い, 障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け, 相談や継続的な支援を行う。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって, 援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

【コ】

行動援護

介護給付に基づくサービス。自己判断能力が制限されている人が行動するときに, 危険を回避するために必要な支援, 外出支援を行う。

合理的配慮

障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合, 過度な負担になり過ぎない範囲で, 社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことをいう。

コーディネーター

仕事の流れを円滑にするための調整をする人。地域援助活動においては, 地域内の事業所, 機関, 団体間を統合的に調整する人。

【シ】

施設入所支援

介護給付に基づくサービス。入所施設において利用者が自立した日常生活が営めるよう、夜間における居住の場等を提供するもの。平日の日中は、日中活動の事業を利用する。

児童発達支援

障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学前の児童を対象に、事業所等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

重度障害者等包括支援

介護給付に基づくサービス。介護の必要性がとて高い人に、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が、「サービス利用計画」にもとづいて居宅介護等複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供するもの。

重度訪問介護

介護給付に基づくサービス。重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する身体障害者を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供する。

就労移行支援

訓練等給付に基づくサービス。一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援(A型)

訓練等給付に基づくサービス。利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。

就労継続支援(B型)

訓練等給付に基づくサービス。一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、OJT(職場内訓練)、雇用への移行支援等のサービスを行うもの。年齢が高く一般雇用が困難な障害者も対象としている。

就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの。

障害児相談支援

障害児通所サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり、児童本人や保護者等と面接を行い、児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談や継続的な支援を行う。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防並びに早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務及び障害者の養護者に対する支援のための措置等について規定した法律。

障害者自立支援協議会

市町村を設置主体とし、その地域の行政、福祉、医療、保健、教育、雇用等の公的機関及び事業所や当事者団体等の様々な機関により構成される。相談支援事業等からその地域での課題を把握し、関係団体間で連携を取りながらその解決を図っていく場である。矢掛町では、井笠圏域の3市2町共同で「井笠地域障害者自立支援協議会」を設置していたが、令和2年4月より町単独で「矢掛町障害者自立支援協議会」を設置している。

障がい者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行う等について規定した法律。

職場適応援助者(ジョブコーチ)

就労を希望する障害者に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごしたりしながら、障害者が働きやすいように援助を行うことや、事業主や他の従業員に対して、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案するなどして、障害者の職場定着を図ることを業務とする人。

職場内訓練(OJT:On the Job Training)

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、実際の日常業務を通じて指示・指導を行い、業務を進める上で必要な技術や能力・知識・態度などを意図的・計画的・継続的に修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動を指す。

自立訓練(機能訓練)

訓練等給付に基づくサービス。自立した日常生活ができるよう、一定期間のプログラムに基づき身体機能の向上に必要な訓練等を行うもの。

自立訓練(生活訓練)

訓練等給付に基づくサービス。障害の状況から自立生活が困難な人に一定期間のプログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を行うもの。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。自立支援医療の種類は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類で構成されている。

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うもの。

身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事等から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

【セ】

生活介護

介護給付に基づくサービス。常に介護を必要とする人に対して、日中に施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

精神障害者

統合失調症、そううつ病(気分障害)、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病その他の精神疾患のある人。

精神障害者保健福祉手帳

平成7(1995)年10月、精神障害者で長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある人を対象に創設された。手帳の交付を受けた人には、関係行政機関などの協力により、各種のサービスが提供されるなど、精神障害者の社会復帰、社会参加を図ることを目的としている。手帳の等級には、障害の程度により1級から3級がある。

成年後見制度

知的障害者や精神障害者、又は認知症高齢者などの判断能力の十分でない人について、成年後見人等が契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度で、従来禁治産、準禁治産の制度に代わるもの。

【ソ】

相談支援事業

障害者又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。

【タ】

短期入所

介護給付に基づくサービス。介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。

【チ】

地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する人に対し、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行、関係機関との調整などの支援を行う。

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の促進を行う場。利用人員や活動内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類の形態がある。

地域生活移行者

目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者のことで、家庭復帰した者を含む。

地域生活支援拠点

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域で安心して暮らせることができるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ拠点。

地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業。

地域定着支援

自宅で単身生活をしている障害者や家族が疾病等のため緊急時の支援が見込まれない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う。

知的障害者

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【ト】

同行援護

介護給付に基づくサービス。視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行う。

特例子会社制度

企業の障害者雇用を推進することを目的とした制度。障害者雇用率による義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられているが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社が一定の要件を満たしていると認められた場合、子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとして雇用率を計算することができる制度。

ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける、身体的・精神的・性的・経済的な暴力などを指す。

トライアル雇用事業

「トライアル雇用事業」として、平成15年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害者や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間(原則として3か月間)試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会の拡充を図るもの。

【二】

日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業。重度の身体障害者及び知的障害者等に対して、日常生活における便宜を図るための用具を給付するため、当該用具の購入に要する費用について支給する。

日中一時支援事業

地域生活支援事業。日中における活動の場を確保することで、障害者の家族の就労支援や日常的に介護している家族に対し、一時的な休息を提供する。

【ノ】

ノーマライゼーション

障害者が、障害を持たない人々と等しい生活、権利などが保障されるよう、環境整備を目指すという理念のこと。

NPO【Non Profit Organization】

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の活動を行っている民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

【ハ】

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

【ホ】

保育所等訪問支援

障害児通所給付に基づくサービス。児童が通う保育所や小学校等に専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

放課後等デイサービス

障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流体験などを行う。

【ウ】

ライフステージ(発達段階)【Life Stage】

発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れる。この区切りを発達段階と呼び、一般に胎児期(受精～誕生)、乳児期(誕生～2歳)、幼児期(2歳～6歳)、児童期(6歳～12歳)、青年期(12歳～22歳)、成人期(22歳～65歳)、老年期(65歳以上)のように区分している。障害者の場合には特に、このような各発達段階に応じた様々なサービスが必要となる。

【リ】

療育

自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障害の程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

療養介護

介護給付に基づくサービス。医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話をを行う。

【レ】

レスパイト

一時的中断、休息、息抜きの意味。この単語から派生した「レスパイトケア」とは、乳幼児や障害児、障害者、高齢者などを在宅でケアしている家族のリフレッシュ等のため、一時的にケアを代替する家族支援サービスのこと。

第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画

■ 発行日 令和3(2021)年3月

■ 発行 矢掛町役場 保健福祉課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

TEL (0866)82-1013 FAX (0866)82-9061